

【 お知らせ 】

納税証明書の添付にご協力ください

令和5年度の自動車税納税
証明書の**有効期限**は
令和6年5月30日
(木)です。

5月31日(金)以降は
使用できません。

5月31日(金)以降の継続検査の際には、
令和6年度 自動車税の納付が必要です。

なお、納付後にシステムへ反映されるまで
一定の時間がかかりますので6月中は**申請書**
類の最前面に「令和6年度」の納税証明
書添付のご協力をお願いします。

令和5年度 自動車税(種別割)納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

お支払いの際は切り取り、提出ください。

登録番号
車台番号(下4桁表示)
本証明書の有効期限 令和6年5月30日

沖縄県 税務所長 印
注意!
この証明書が無効になる場合について
1 登録番号欄、領収日付欄、所長印が
★……★で消してあるものは無効です。
2 領収日付印のないものは無効です。
令和5年6月30日以降は領収日付印を
押さないでください。

車検に必要です。大切に
保管してください。

領収日

(納税者保管)